

# 防災県土整備企業常任委員会提出資料（県土整備部）

平成25年5月27日

## 【企画総務担当】

- (1) 平成25年度県土整備部組織機構 ······ 1-1
- (2) 平成25年度県土整備部幹部職員名簿 ······ 1-5
- (3) 平成25年度当初予算 ······ 1-11

## 【公共事業総合政策担当】

- (1) 三重県建設産業活性化プラン ······ 2-1
- (2) 入札・契約制度 ······ 2-3
- (3) 公共工事における総合評価方式 ······ 2-9
- (4) 三重県公共事業評価制度 ······ 2-13

## 【道路整備担当】

- (1) 幹線道路網（高速道路網・直轄国道）整備 ······ 3-1
- (2) 県管理道路の整備 ······ 3-5
- (3) 道路の維持管理 ······ 3-7

## 【流域整備担当】

- (1) 河川・砂防の整備 ······ 4-1
- (2) 港湾・海岸の整備 ······ 4-5
- (3) 河川・砂防・港湾・海岸の維持管理 ······ 4-9
- (4) 下水道の整備 ······ 4-13
- (5) 災害復旧 ······ 4-17

## 【住まいまちづくり担当】

- (1) 都市計画の概要と都市計画事業 ······ 5-1
- (2) 景観まちづくりの推進 ······ 5-5
- (3) 建築開発行政 ······ 5-7
- (4) 木造住宅耐震化と県営住宅の管理 ······ 5-9

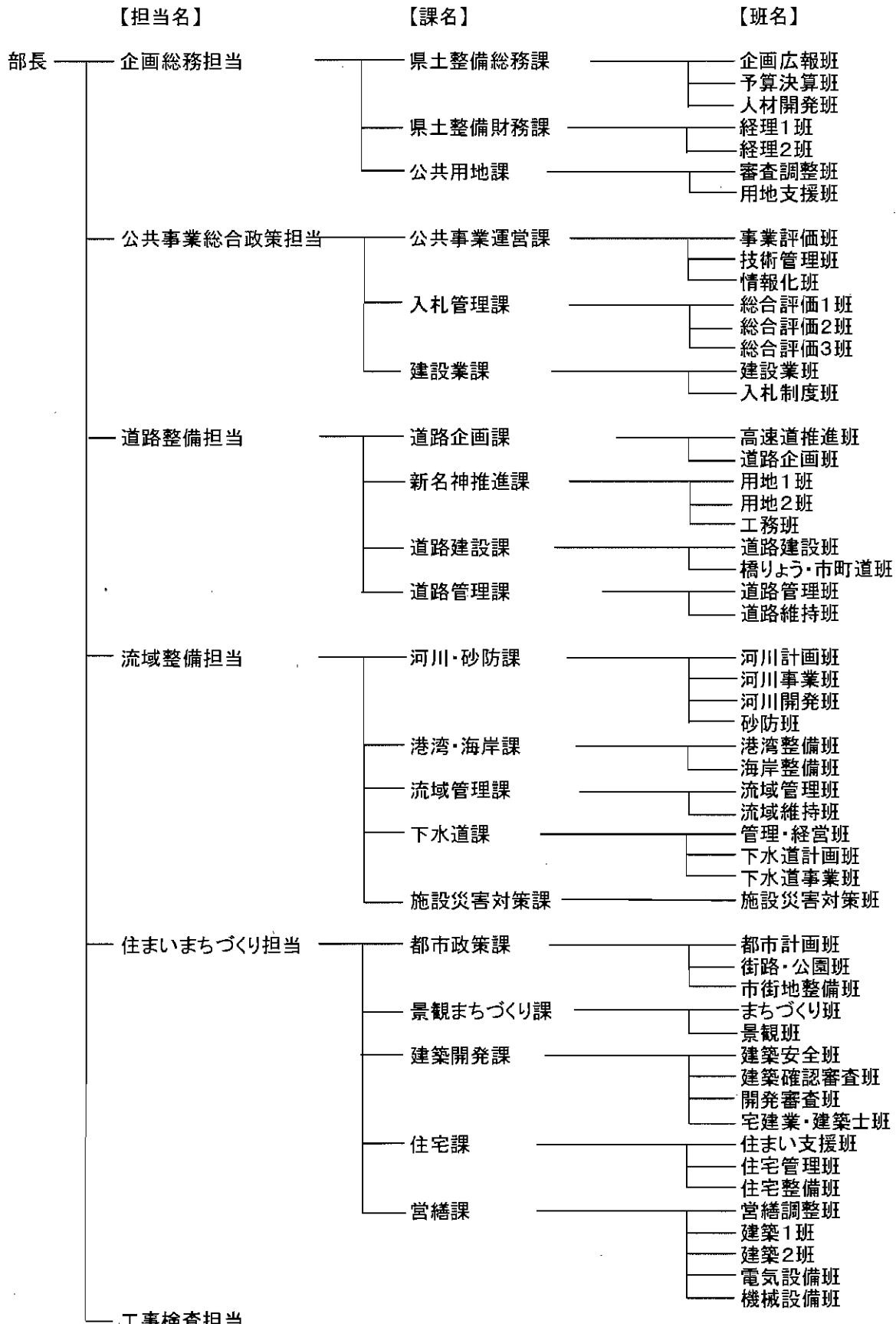
## 〔資料〕

三重県県土整備部事業概要（平成25年度版）

県 土 整 備 部

## 平成25年度県土整備部組織機構

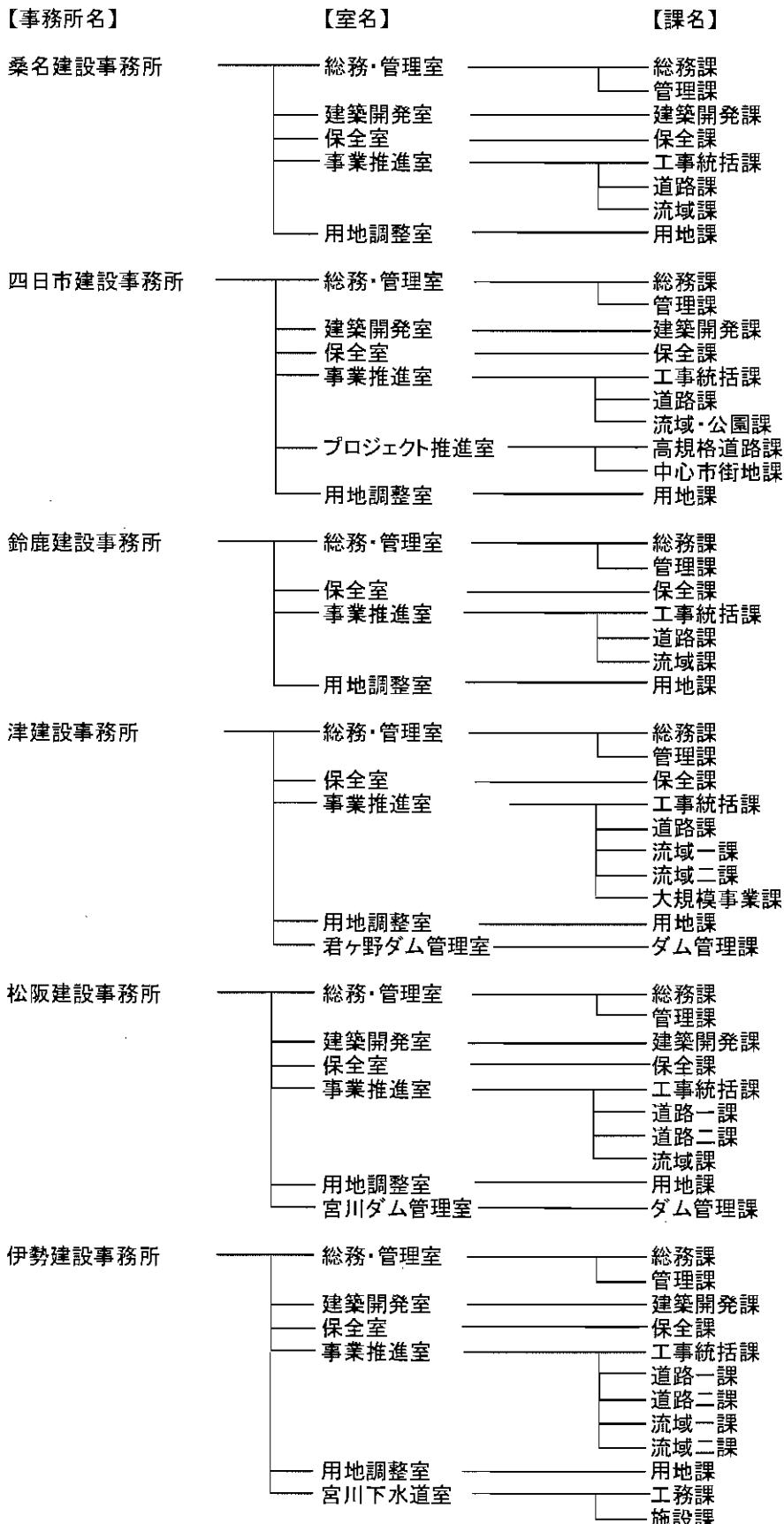
(本庁)

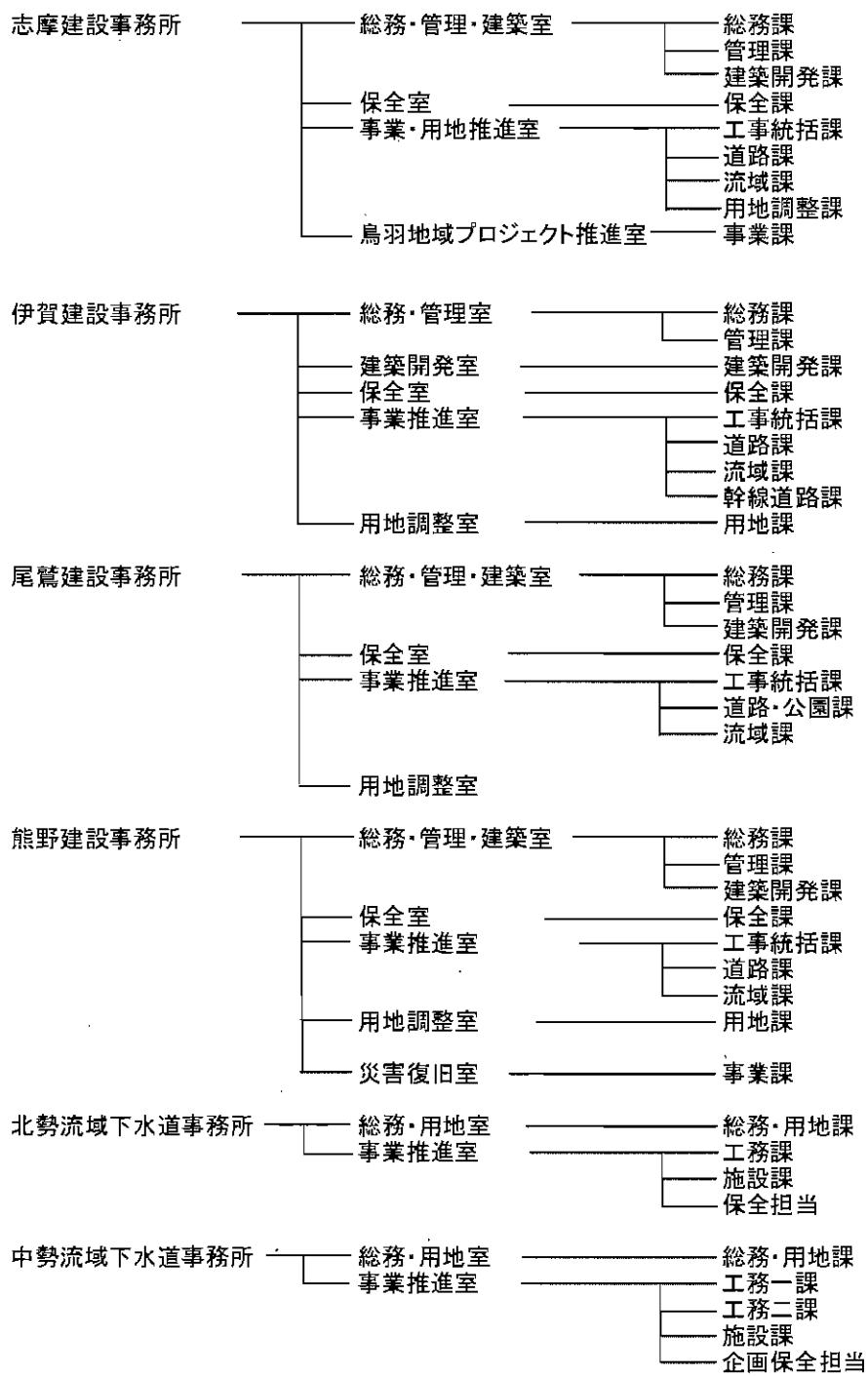


(地域機関)

<平成25年度の主な改正点>

- 組織マネジメントの強化を図るため、各事務所に技術の副所長に加え、新たに事務の副所長を設置。
- 建設事務所について、工事の設計、積算、監督の各段階におけるチェック機能を一層高めるため、課を再編し、新たに「工事統括課」を設置するとともに、技術職員の技術力向上を図る観点から若手職員が工事監督を多く経験できるよう業務の執行体制を変更。







## 平成25年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上＜補佐級室長含む＞）

平成25年4月1日現在

## 【本庁】

課名	職名	氏名	備考
県土整備部	県土整備部長	土井 英尚	
	副部長 (企画総務担当)	福井 敏人	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	水谷 優兆	
	副部長 (住まいまちづくり担当)	横山 賢	
	次長 (道路整備担当)	森若 峰存	
	次長 (流域整備担当)	館 敏彦	
県土整備総務課	課長	小林 修博	
	副参事 (土地開発公社・住宅供給公社・道路公社派遣)	長谷川 淳	
県土整備財務課	課長	山内 悅夫	
公共用地課	課長	田米 千秋	
建設企画監		加藤 芳弥	
人権・危機管理監		水谷 寿	
公共事業運営課	課長	向井 孝弘	
	副参事兼課長補佐兼班長	山本 久一	
入札管理課	課長	新堂 紳一郎	
建設業課	課長	吉岡 工	
道路企画課	課長	小菅 康正	
新名神推進課 (四日市市駐在)	参事兼課長	湊谷 信行	
	副参事	山口 剛正	
	副参事	山田 秀樹	
道路建設課	課長	梅谷 幸弘	
道路管理課	参事兼課長	渡辺 高司	

課名	職名	氏名	備考
河川・砂防課	課長	満仲朗夫	流域整備担当
	副参事	角谷英雄	
港湾・海岸課	課長	松枝信彦	
流域管理課	課長	鶴飼伸彦	
下水道課	課長	服部喜幸	流域整備担当
	副参事	赤塚和則	
	副参事	石橋弘安	
	副参事(下水道公社派遣)	川合行洋	
施設災害対策課	課長	池山隆久	
都市政策課	課長	中嶋中	住まいまちづくり担当
景観まちづくり課	課長	長岡敏	
建築開発課	課長	藤田章義	
住宅課	課長	大森邦彦	
営繕課	課長	古川万	
	副参事兼班長	中村定嗣	
	副参事兼班長	森道之	
建築確認審査監		岡村佳則	
工事検査総括監		松田肇	工事検査担当
検査監		稻垣法重	
検査監		森篤	
検査監		河村透	
検査監		江藤武	
検査監		筒井正弥	
検査監		倉田正明	

【地域機関】

事務所名	職 名	氏 名	備考
桑名建設事務所	所長	堀江俊光	
	副所長兼総務・管理室長	杉本幸八	
	副所長兼保全室長	藤井穰	
	建築開発室長	新正和	
	事業推進室長	中西良久	
	用地調整室長	佐藤一彦	
四日市建設事務所	所長	伊藤清則	
	副所長兼総務・管理室長	石野和幸	
	副所長兼保全室長	高橋建二	
	建築開発室長	堀清	
	事業推進室長	柘植武志	
	プロジェクト推進室長	西澤浩	
	用地調整室長	伊藤雄一	
鈴鹿建設事務所	所長	片山靖浩	
	副所長兼総務・管理室長	大井真史	
	副所長兼保全室長	竹内一樹	
	事業推進室長	井上一夫	
	用地調整室長	宮田守	
津建設事務所	所長	中瀬和人	
	副所長兼総務・管理室長	安藤広司	
	副所長兼保全室長	東嘉治	
	事業推進室長	久保拓也	
	用地調整室長	城山芳人	
	君ヶ野ダム管理室長	奥山長	
	総務・管理室 専門監兼管理課長	向原俊夫	

事務所名	職　名	氏　名	備考
松阪建設事務所	所長	吉田 勇	
	副所長兼総務・管理室長	奥野 進	
	副所長兼保全室長	片倉 一典	
	建築開発室長	押越 隆広	
	事業推進室長	井戸坂 威	
	用地調整室長	服部 恵一	
	宮川ダム管理室長	竹内 正幸	
伊勢建設事務所	所長	永納 栄一	
	副所長兼総務・管理室長	松林 重敏	
	副所長兼保全室長	福田 勝許	
	建築開発室長	尾崎 幹明	
	事業推進室長	大江 浩	
	用地調整室長	西本 貢	
	宮川下水道室長	松本 哲雄	
志摩建設事務所	所長	岡崎 賢一	
	副所長兼総務・管理・建築室長	馬場 立巳	
	副所長兼保全室長	山口 尚茂	
	事業・用地推進室長	松本 英之	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	広田 哲也	
伊賀建設事務所	所長	里 宏幸	
	副所長兼総務・管理室長	服部 克哉	
	副所長兼保全室長	滝 弘之	
	建築開発室長	杉野 健司	
	事業推進室長	城本 典洋	
	用地調整室長	新居 紀和	

事務所名	職　名	氏　名	備考
尾鷲建設事務所	所長	中野伸也	
	副所長兼総務・管理・建築室長	北内知哉	
	副所長兼保全室長	真弓明光	
	事業推進室長	山川 豊	
	用地調整室長	森川訓吉	
熊野建設事務所	所長	青木節夫	
	副所長兼総務・管理・建築室長	篠田和晃	
	副所長兼保全室長	飯田充孝	
	事業推進室長	森茂也	
	用地調整室長	中村彰良	
	災害復旧室長	浅田勝博	
北勢流域下水道事務所	所長	幸阪芳和	
	副所長兼総務・用地室長	福田直之	
	副所長兼事業推進室長	岩崎彰	
中勢流域下水道事務所	所長	渡辺克己	
	副所長兼総務・用地室長	河村哲史	
	副所長兼事業推進室長	北田雅一	



# 平成25年度当初予算

## 1 予算編成にあたっての基本的な考え方

県ではこれまで、自然災害から県民の皆さん命と暮らしを守るとともに、県民の皆さん生活や経済活動を支える基盤を整備するため、社会資本の整備やその維持管理に取り組んできましたが、県内の社会資本整備は未だ不十分な状況にあります。

本県を取り巻く環境等を見ますと、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が危惧されるとともに、近年、異常気象に伴う風水害が多発していることから、こうした自然災害に備える基盤施設の整備等の取組をさらに進める必要があります。また、集積する産業や魅力ある観光など地域を支える幹線道路等の整備が求められています。

このため、平成25年度においては、県民の皆さん安全・安心の確保に向けて、地震・津波、洪水、土砂災害、海岸保全等の対策を進めるとともに、安心と活力を生み出す道路網、港湾の整備や快適な住まいまちづくりに取り組みます。

また、紀伊半島大水害により被災した施設の1日も早い復旧に努めるとともに、これまで整備してきた公共土木施設の老朽化による劣化等の現況を把握する点検を実施し、計画的かつ効果的な修繕・更新に取り組んでいきます。加えて、通学路の安全確保に向け、緊急合同点検の結果を踏まえた交通安全対策を進めます。

なお、これら取組を進めるにあたっては2月補正予算と当初予算を組み合わせ、三重県経営方針に沿って次の取組に注力するなど、選択と集中を図りながら事業の推進に努めていきます。

### (1) 自然災害から命を守るための緊急基盤整備

#### ①激化する異常気象に対応する基盤施設等の緊急整備

緊急性の高い河川・砂防施設の整備や治水上支障となっている河川堆積土砂の撤去等

#### ②迫りくる地震・津波に対応する基盤施設等の緊急整備

海岸や河口部の既存施設における脆弱箇所の補強や耐震対策の実施等

#### ③災害対応力の強化に向けた体制整備

大規模地震・津波に際して道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備等

#### ④木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震診断、耐震補強等の支援

### (2) 道路網の整備

#### ①命を支える道づくりの推進

緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う幹線道路の整備等

#### ②地域を支える道づくりの推進

地域の力を生かした三重づくりを支える基盤となる幹線道路の整備等

#### ③緊急輸送道路整備の推進

災害時に人員や物資などの交通（輸送）を確保するための緊急輸送道路の整備

### (3) 紀伊半島大水害を踏まえた自然災害への緊急的な対応

災害からの早期の復旧に向けた取組および自然災害による被害を拡大させないための取組

### (4) 公共土木施設の着実な維持管理の推進・通学路における交通安全対策

計画的かつ効果的な修繕・更新を行うための公共土木施設の点検、通学路の安全確保対策

## 2 主な重点項目

### (1) 自然災害から命を守るために緊急基盤整備【緊急課題解決1】

#### ①激化する異常気象に対応する基盤施設等の緊急整備

○緊急河川改修事業 予算額 848,100千円

洪水被害の防止、軽減を図るため、治水上支障となっている水門等の改修に取り組みます。また、河川堆積土砂の計画的な撤去を進めるとともに、箇所選定段階での地元市町との情報共有に取り組みます。

○水防情報提供事業 予算額 176,750千円

(241,750千円※H24年度2月補正含みベース)

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、人的被害の軽減を図るため、浸水想定区域図の作成や、市町による避難情報発出の参考となる水位情報等の提供を進めます。

#### ②迫りくる地震・津波に対応する基盤施設等の緊急整備

○河川施設緊急地震・津波対策事業

予算額 1,062,230千円

(1,208,005千円※H24年度2月補正含みベース)

津波浸水予測区域内の河川堤防における脆弱箇所について、緊急に補強を行うとともに、河口部に設置されている大型水門・排水機場について、耐震対策を進めます。また、避難時間の確保や操作者の安全を確保するため、水門の遠隔操作化を進めます。

○海岸保全施設緊急地震・津波対策事業

予算額 2,025,550千円

(2,130,550千円※H24年度2月補正含みベース)

海岸堤防における脆弱箇所について、緊急に補強を行うとともに、耐震対策（堤防基礎地盤の液状化対策）を進めます。また、避難時間の確保や操作者の安全を確保するため、陸閘（防潮扉）の動力化を進めます。

○急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業

予算額 353,870千円

(566,010千円※H24年度2月補正含みベース)

津波浸水予測区域内の土砂災害危険箇所において、避難地・避難路を保全するため、擁壁工等の急傾斜施設の整備を進めます。

### ③災害対応力の強化に向けた体制整備

#### ○道路啓開対策事業 予算額 530,000千円

大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開（緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること）を迅速に展開できる態勢の整備を進めます。

### ④木造住宅耐震化の促進

#### ○待ったなし！耐震化プロジェクト 予算額 287,763千円

地震による被害を軽減させるため、木造住宅の耐震診断、耐震補強等を支援し、住まいやまちの安全性を高めます。

・耐震診断 3,170戸、耐震補強設計 515戸、耐震補強工事 463戸

## (2) 道路網の整備【緊急課題解決2(①②)】【緊急課題解決1(③)】

### ①命を支える道づくりの推進

#### ○命を支える道づくり事業 予算額 8,990,000千円

(9,144,075千円※H24年度2月補正含みベース)

県民の皆さんの命と暮らしを守るため、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化に努めます。

・紀勢自動車道、国道42号熊野尾鷲道路、国道42号紀宝バイパス、  
国道260号錦崎、県道賀田港中山線、県道新鹿佐渡線

### ②地域を支える道づくりの推進

#### ○ 地域を支える道づくり事業

予算額 7,148,280千円

(12,726,113千円※H24年度2月補正含みベース)

集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消に資する幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めます。

・新名神高速道路、東海環状自動車道、国道1号北勢バイパス、  
国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替関連）、  
国道477号四日市湯の山道路、国道167号第二伊勢道路、県道神戸長沢線 等

### ③緊急輸送道路整備の推進

#### ○緊急輸送道路整備事業 予算額 2,641,553千円

(3,019,053千円※H24年度2月補正含みベース)

災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進めます。

- ・国道260号木谷拡幅、都市計画道路松阪公園大口線、  
　　国道477号西浦バイパス、的矢湾大橋（県道鳥羽阿児線）、  
　　大正橋（県道三雲久居線） 等

### （3）紀伊半島大水害を踏まえた自然災害への緊急的な対応

#### ○災害関連事業 予算額 344,643千円

紀伊半島大水害で被災した施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて一連区間の道路の拡幅や河積の拡大を行うなど、再度災害を防止する改良事業を実施します。

#### ○土砂災害警戒区域等基礎調査事業

#### 予算額 251,100千円

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域の明確化、警戒避難体制の整備支援に向けて、基礎調査を実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。

### （4）公共土木施設の着実な維持管理の推進・通学路における交通安全対策

#### ○公共土木施設の点検 予算額 442,060千円（※H24年度2月補正額）

今後、多くの公共土木施設の老朽化が進むなか、道路構造物等や河川管理施設等の計画的かつ効果的な修繕・更新等を着実に行うため、これらの公共土木施設の劣化等の現況を把握するための点検を実施します。

#### ○通学路における歩行空間の改善 予算額 200,000千円

#### （500,000千円※H24年度2月補正含みベース）

通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、歩道の整備や路肩のカラー化等、歩行空間の改善に資する対策を進めます。

## 平成25年度当初予算会計別・事業別一覧表(県土整備部)

上段（ ）は、2月補正予算を含む。

会計別総括表

(単位：千円)

区分	平成24年度 当初予算 A	平成25年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
一般会計	79,944,982	(92,060,498) 78,379,971	(115%) 98%
流域下水道事業特別会計	14,121,110	(11,985,280) 11,985,280	(85%) 85%
港湾整備事業特別会計	135,400	(150,165) 150,165	(111%) 111%
合 計	94,201,492	(104,195,943) 90,515,416	(111%) 96%

事業別総括表（一般会計）

(単位：千円)

区分	平成24年度 当初予算 A	平成25年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
公共事業	国補公共事業	21,576,038	(29,487,519) 21,802,070
	直轄事業	17,299,792	(23,295,078) 17,300,000
	県単公共事業	21,413,770	(19,165,644) 19,165,644
	受託公共事業	758,067	(517,045) 517,045
	災害復旧事業	6,427,213	(5,634,154) 5,634,154
	合 計	67,474,880	(78,099,440) 64,418,913
非公共事業	12,470,102	(13,961,058) 13,961,058	(112%) 112%
合 計	79,944,982	(92,060,498) 78,379,971	(115%) 98%

## 事業別明細表（一般会計）

(単位：千円)

区分		平成24年度 当初予算 A	平成25年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
国 補 公 共 事 業	道 路 事 業	11,765,342	(17,073,856) 11,765,767	(145%) 100%
	河 川 砂 防 事 業	5,315,525	(6,542,602) 5,316,242	(123%) 100%
	港 湾 海 岸 事 業	1,950,100	(2,567,800) 2,077,800	(132%) 107%
	都 市 計 画 事 業	1,794,873	(2,644,288) 1,983,288	(147%) 110%
	住 宅 事 業	180,198	(194,330) 194,330	(108%) 108%
	災 害 関 連 助 成 事 業	570,000	(464,643) 464,643	(82%) 82%
	計	21,576,038	(29,487,519) 21,802,070	(137%) 101%
直 轄 事 業	道 路 事 業	13,858,500	(17,859,000) 13,859,000	(129%) 100%
	河 川 砂 防 事 業	3,040,459	(4,889,612) 3,040,000	(161%) 100%
	港 湾 海 岸 事 業	240,833	(377,666) 241,000	(157%) 100%
	公 園 事 業	160,000	(168,800) 160,000	(106%) 100%
	計	17,299,792	(23,295,078) 17,300,000	(135%) 100%
県 单 公 共 事 業	建 設	11,335,453	(9,068,650) 9,068,650	(80%) 80%
	維 持	8,439,351	(8,583,438) 8,583,438	(102%) 102%
	調 査	556,000	(473,990) 473,990	(85%) 85%
	補 助 金 等	1,082,966	(1,039,566) 1,039,566	(96%) 96%
	計	21,413,770	(19,165,644) 19,165,644	(90%) 90%
(再掲) 維持修繕関係予算		11,207,284	(12,619,656) 11,513,346	(113%) 103%

注) 「(再掲) 維持修繕関係予算」は、県単公共事業の維持予算のほか、国補公共事業及び県単公共事業の建設予算で実施する公共土木施設の点検、更新・修繕の予算額を集計し再掲しています。

# 三重県建設産業活性化プラン

## 1 策定趣旨

建設企業については、良質な社会資本の整備、災害時等の安全・安心の確保や地域の雇用など、地域において重要な役割を担っています。

特に、平成23年の「紀伊半島大水害」においては道路・河川等の応急復旧や河川堆積土砂の撤去等の緊急対応に、また、紀宝町及び南伊勢町での高病原性鳥インフルエンザ発生時においては埋却作業に、地域の建設企業が不眠不休で業務に当たられ、地域の安全・安心の確保に大きく貢献しています。

しかしながら、近年の建設投資の減少に伴い受注競争が激化し、建設産業を取り巻く経営環境は非常に厳しく、その活力をなくしてきていることから、工事の品質低下への懸念、災害等の緊急対応への不安、また、地域経済への影響などの課題が顕在化しています。

こうしたことから、県では、県民が安全に安心してそれぞれの地域に住むことができる災害に強い県土をつくっていくため、平成24年3月に、建設産業の活性化に向けた取組を、「三重県建設産業活性化プラン」としてまとめました。

## 2 概要

「三重県建設産業活性化プラン」では、地域において不可欠な役割を担う建設産業の活性化を図ることをめざし、将来ビジョンとして、「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～」を掲げ、そのビジョンを実現するため、「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の3つをキーワードに、これに対応する8つの取組を盛り込んでいます。

なお、このプランについては、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の期間にあわせ、平成24年度から平成27年度まで4年間を期間として取り組んでいくこととしています。

## 3 今後の進め方

プランに掲げた8つの取組については、建設業界が取り組むもの、県が取り組むもの、建設業界と県が一体となって取り組むものなど、取組の主体とスケジュールを明確にしており、現在、それぞれの取組を進めています。

これらの取組の中で、公共工事の品質確保と地域企業の育成を図るため、今後とも、公正性・透明性・競争性を確保し、入札契約制度や総合評価方式の適切な運用に努めるとともに、その結果を検証しながら、さらなる改善策を検討していきます。

# 技術力を持ち地域に貢献できる建設業

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

(取組期間：平成24～27年度)

## キーワード

## 技術力

—技術力の向上・承継—

## 地域貢献

—地域から必要とされる建設業—

## 経営力

—「技術力」と「地域貢献」を実現—

## 取組目標

工事成績評定点の平均点

H22 81.8点 ⇒ H27 83.0点

地域・社会貢献に取り組む業者との契約率

H22 88.4% ⇒ H27 95.0%

売上高経常利益率の平均値(売上高1億円以上)

H22 △0.18% ⇒ H27 +0.20%

## 取組

## 取組1 繼続的な技術力の維持・向上

## 取組項目

- (1) 品質確保のための技術力向上
- (2) 技術力を持った企業の活用
- (3) 技術力を持った技術者の活用

## 取組2 優れた人材の確保・育成

## 取組項目

- (1) 新規就業者の確保
- (2) 若手技術者の育成と技術承継

## 取組3 受発注者間の連携強化

## 取組項目

- (1) 受発注者間のコミュニケーション向上
- (2) CALS/ECの推進

## 取組4 地域の安全・安心の確保

## 取組項目

- (1) 災害等の緊急対応への取組強化
- (2) 地域維持型の契約方式の導入

## 取組5 地域経済の活性化

## 取組項目

- (1) 地域雇用の確保
- (2) 地元企業からの資材購入

## 取組6 地域に貢献できる企業の存続

## 取組項目

- (1) 地域貢献活動の取組強化
- (2) 地域企業の活用推進
- (3) 不良・不適格業者等の排除

## 取組7 経営基盤の強化

## 取組項目

- (1) 経営の効率化
- (2) 経営相談・各種融資制度の活用・支援
- (3) 企業合併・連携の推進
- (4) 入札契約制度の改善

## 取組8 新分野進出による経営多角化

## 取組項目

- (1) 新分野進出の支援制度・体制の整備
- (2) 助成金等の活用促進

## 入札・契約制度

本県の入札・契約においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の基本理念である「価格と品質が総合的に優れた内容の契約」を実現するため、公平性、透明性及び競争性を確保しつつ、不良不適格建設業者の排除等適正化を進めています。

### 1 入札・契約方式

地方公共団体の契約の締結方法については、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約などがあり、政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札又は随意契約などを行うことができます。（地方自治法第234条第1項、第2項）

本県の建設工事（調査・測量・設計業務委託を除く）の主な入札契約方式は、以下のとおりです。

#### （1）一般競争入札

##### ア 「一般競争入札」

- ・予定価格が19億4千万円以上の工事 <WT〇対象工事（※）>
- ・入札に参加するには、建設業の許可、経営事項審査の受審、三重県建設工事入札参加資格者名簿への登録（入札参加時に登録がなくても開札時までに整えば良い）が必要

##### イ 「条件付き一般競争入札」

- ・予定価格が19億4千万円未満の工事 <WT〇対象外工事>
- ・入札に参加するには、建設業の許可、経営事項審査の有効及び三重県建設工事入札参加資格者名簿の「土木一式工事」や「建築一式工事」など建設業法に示す全28の「建設工事の種類」に応じた登録が必要であり、各工事の入札で設定される地域要件、工事実績要件などを満たすこと必要

※WT〇対象工事：世界貿易機関政府調達協定に基づき「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」により規定される金額（建設工事の調達契約は1,500万SDR：19億4千万円）以上が対象

#### （2）指名競争入札

- ・予め発注者が入札参加者を指名する方式
- ・契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合など、地方自治法施行令第167条に規定される要件に該当する場合に適用することができる

#### （3）随意契約

- ・発注者が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定する方式
- ・契約の性質又は目的が競争に適さない場合など、地方自治法施行令第167条の2に規定される要件に該当する場合に適用することができる

## 2 予定価格

競争入札又は随意契約により契約を締結するときは、原則として契約金額の上限基準となる予定価格を設定します。

設定にあたっては、予算の範囲内で、取引の実勢価格、市場価格、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めます。（三重県会計規則第65条および同運用方針）

なお、本県では、予定価格を探ろうとする者から発注者への不当な圧力や不正行為の防止など入札の公正性を確保する観点から、入札公告において予定価格を事前公表しています。

## 3 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

### （1）低入札価格調査制度

- ・工事設計金額が5千万円以上（建築工事及び付随する付帯工事については1億円以上）の工事及び5千万円未満の工事で制度の適用が必要と認められる工事
- ・本県の建設工事に低入札調査基準価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（※）が定めるモデル（以下「中央公契連モデル」という。）の計算式により算出
- ・低入札調査基準価格（予定価格の8.5%程度の額）未満の入札があった場合は、履行の可能性について調査を実施

※中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）：公共工事の適正な施行に寄与することを目的に、国の機関、特殊法人等で構成される連絡協議会のこと

### （2）最低制限価格制度

- ・契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内で最低制限価格を設定した上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする地方自治法施行令第167条の10に規定された制度
- ・本県の建設工事に係る最低制限価格は、中央公契連モデルの低入札価格調査基準価格を求める計算式を準用して算出

## 4 落札者の決定方式

### （1）最低価格落札方式

予定価格以下の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式

### （2）総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式

本県では、下請けへのしわ寄せや労働条件の悪化等を防止するため、予定価格5千万円以上（建築工事は1億円以上）の工事に低入札価格調査制度を導入

## 5 三重県建設工事等入札参加資格【図－1】

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、建設業の許可を受け、経営事項審査を受けるとともに、入札参加資格申請書を知事に提出し、審査で適格者であると認められ、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録される必要があります。

### (1) 建設業の許可

建設業法で定める全28の「建設業」別に許可、有効期限は5年

#### ア 國土交通大臣許可

二以上の都道府県の区域に営業所を設けて営業しようとする事業者が取得

#### イ 知事の許可

一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする事業者が取得

### (2) 経営事項の審査

本県発注の建設工事の入札に参加しようとする建設業の許可を持つ建設業者は、毎年定期的に許可行政庁において経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けることが必要

## 6 三重県建設工事発注標準【表－1】【図－2】

本県では、全28の「建設工事」の内、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事及び造園工事の6工事種別について、発注する工事の設計金額に応じ経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点及び1級技術者数からなる格付基準により、2～3段階の区分（ランク）に格付し、「三重県建設工事発注標準」として定めています。

## 7 今後の取組

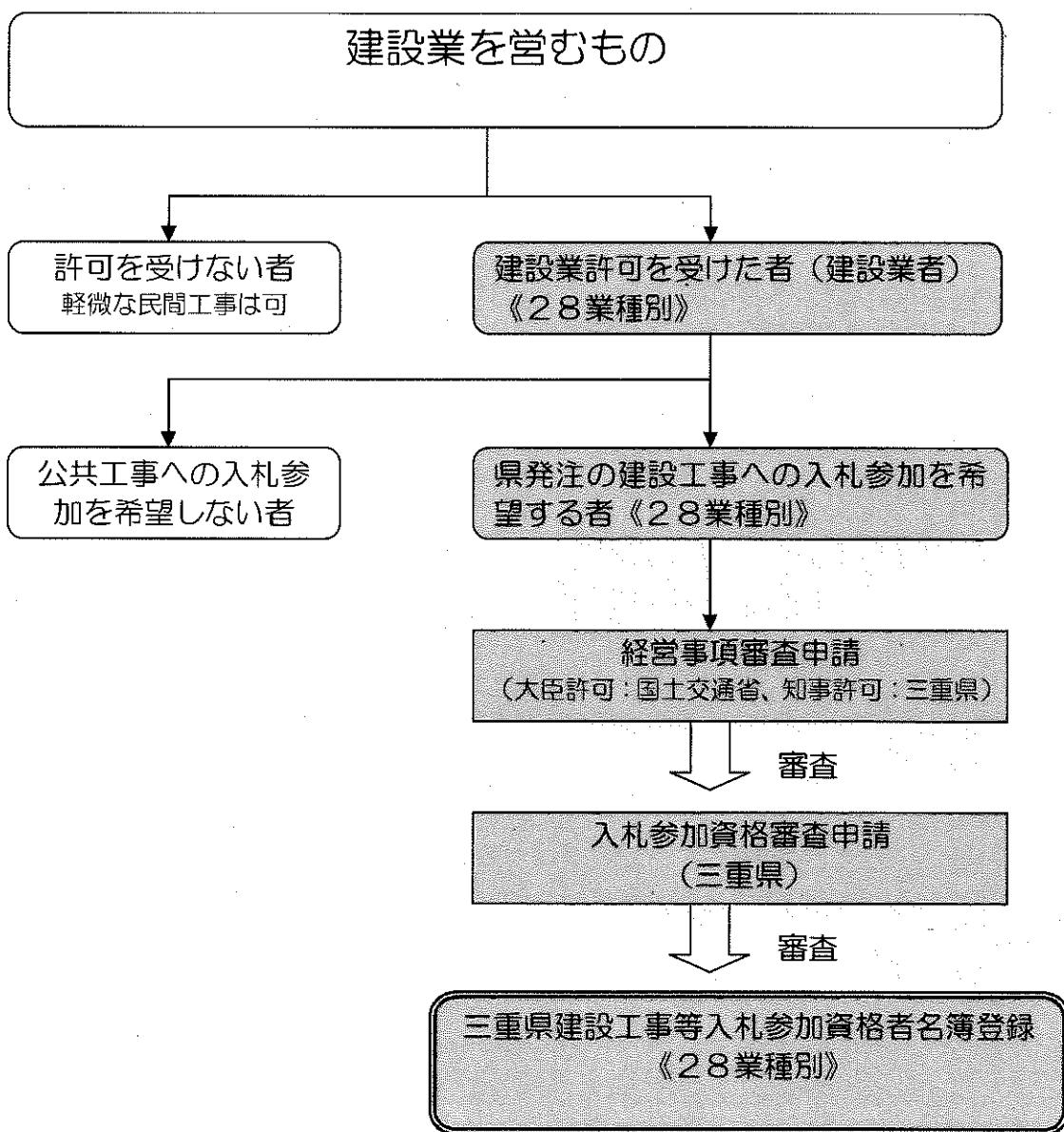
### (1) 入札参加資格者の区分である格付の見直し

建設業が過剰供給構造、過当競争にあるなか、需給バランスを考慮しつつ、入札参加資格者の区分である格付基準の点数と入札参加可能範囲を見直します。

### (2) 総合評価（落札）方式の改善

客観性、公平性を確保しつつ、事務手続きの簡素化、評価項目・評価基準の見直し及び審査・評価の公正性・透明性の向上について、施行状況の検証を行いながら制度の改善に向け検討を進めます。

図－1 三重県建設工事等入札参加資格



表－1 三重県建設工事発注標準

[土木一式工事]

区分	設計金額	格付基準
A	3,000万円以上	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円以上 8,000万円未満	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	3,000万円未満	上記以外のもの

総合点=経営事項評価点数+技術等評価点数

※技術等評価点数=①工事成績による点数

-②資格(指名)停止期間による点数

+③環境マネジメントシステム導入による点数

+④品質管理マネジメントシステム導入による点数

+⑤契約後VE制度提案採用件数による点数

※1級技術者

一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士・技術士(建設・農業土木・水産土木・森林土木)

※公共工事の主任技術者の実績

過去5年以内に主任技術者として従事した実績

図－2 発注方法

[土木一式工事]

一般競争入札 WTO	(条件付き一般競争入札)		
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 1,000点以上	管内Bランク
	管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク	管内Cランク
	参加資格要件 公共工事、同種工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者等		

1,500万SDR(※) 3億円 8千万円 3千万円 2千万円

※国際通貨基金(IMF)の特別引出権(Special Drawing Rightsの略称)

- ・1億5,000万円未満の工事については、地域性を重視して地域条件を加えることができるものとする。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより、発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- ・土木工事の特定JVについては別添1「土木工事における共同企業体構成の考え方」等による。
- ・上下水道の管工事を含む。



# 公共工事における総合評価方式

## 1 総合評価方式の現状

公共投資の減少に伴い価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増することにより、公共工事の品質低下が懸念される状況を招いていたことから、公共工事の品質を確保するため、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」が制定され、「価格と品質が総合的に優れた調達」を進めるため、三重県においても「総合評価方式」の試行に着手し、現在、年間300件程度の建設工事に適用しています。

### （1）総合評価方式の種類

三重県の総合評価方式においては、次の4つの方式を設け、工事の種類、内容及び予定価格等に応じて適用しています。

	適用区分	工事種類・内容・予定価格	評価項目
簡易型I 総合評価	技術的な工夫の余地が 小さい工事	土木一式工事 5～7千万円	・ 地域要件 ・ 企業要件 ・ 技術者要件 〔原則として技術力 要件は求めない〕
簡易型 総合評価		土木一式工事 7千万円以上 建築工事 1億円以上 舗装・橋梁上部・ 法面処理工事 3千万円以上 その他の工事 7千万円以上	・ 地域要件 ・ 企業要件 ・ 技術者要件 ・ 技術力要件
標準型 総合評価	技術的な工夫の余地が 大きく、簡易型より高度 な技術提案を要する 工事	工事の内容や金額に応じて適用 を検討する	・ 地域要件 ・ 企業要件 ・ 技術者要件 ・ 技術力要件
高度技術 提案型 総合評価	技術的な工夫の余地が 大きく、高度な技術や優 れた工夫を含む技術提 案を求める工事	工事の内容に応じて適用を検討 する	・ 企業要件 ・ 技術者要件 ・ 技術力要件

※ 上記以外については、価格競争で実施

※ 政府調達（WTO）対象工事については地域要件を求めない

なお、平成23年度から、すべての総合評価方式において、低入札者に対して契約の履行に必要な施工体制の確保を確認する「施工体制確認型総合評価方式」を導入しています。

### （2）落札業者の選定方法

#### ①評価項目（表-1）

簡易型総合評価方式では、原則として次の項目について評価を行っています。

- ・ 地域要件：入札参加企業の本店や支店等の「所在地」
- ・ 企業要件：入札参加企業の「地域貢献度」（災害協定の評価、公共施設美化活動実績等）、「社会貢献度」（次世代育成支援活動実績、障がい者雇用実績等）等
- ・ 技術者要件：配置予定技術者の「工事実績」等

- ・技術力要件：品質向上、周辺環境への配慮等、工事特性に応じて設定したテーマに対する「技術提案」

### ②落札業者の選定方法（表－2）

落札業者の選定にあたっては、標準点（1,000点）と評価項目毎に入札参加者の要件及び提案内容等に応じて付与する点数（加算点）の合計を入札価格で除した「評価値」の最も高い者を落札業者とします。

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点(1,000点) + 加算点}}{\text{入札価格}}$$

### （3）総合評価方式の実施状況（建設工事）

年 度	工事全 体件 数	総合 評価 件数				
			簡易型 I	簡易型	標準型	高度技術 提案型
H. 21	件数	1,882	328	43	280	5
	割合	—	17.4%	13.1%	85.4%	1.5%
H. 22	件数	1,774	337	55	278	4
	割合	—	19.0%	16.3%	82.5%	1.2%
H. 23	件数	1,901	274	48	222	3
	割合	—	14.4%	17.5%	81.0%	1.1% 0.4%
H. 24	件数	1,870	318	71	245	2
	割合	—	17.0%	22.3%	77.0%	0.6%

## 2 課題・問題点

総合評価方式の試行の結果、工事の品質確保はもとより、地域貢献や社会貢献活動に取り組む企業の増加や、平成23年度からの「施工体制確認型総合評価方式」による低入札契約の大幅な減少など、一定の効果が出てきています。

一方で、「事務手続きにかかる受発注者双方の負担の増大」、「評価項目や評価基準の改善」、「技術提案やヒアリングの審査・評価についての公正性・透明性の向上」が課題となっているため、見直しに向け検討を進めて行く必要があります。

## 3 対応方針

総合評価方式については、試行状況の検証を行い、公共工事の品質確保を図りながら、地域貢献や社会貢献を行う企業を適正に評価できるよう、これまで見直しを行ってきました。

総合評価方式の見直しについては、国土交通省や他県における取組状況を注視しつつ、平成25年度に、受注者側・発注者側の意見や学識経験者等からの意見を十分に聞きながら、各課題に対する改善案を検討、立案します。

また、この改善案に基づき、試行の実施、試行状況の検証を行うことにより、制度の改善と適切な運用に取り組んでまいります。

表一1

## 簡易型総合評価方式 評価項目一覧 【土木一式工事】

大項目		中項目	小項目	加算点		
評 価 項 目	地域要件 企業要件 技術者要件 技術力要件	区分		小項目配点	項目配点	
		地域要件	本店等所在地	管内業者等	10	10
		地域貢献度		雪氷対策元請実績	5,0	5
				小規模業務委託元請実績	5,0	5
				公共施設美化活動実績	3,0	3
				災害協定の評価	3,1,0	3
		手持ち工事量	契約中の公共工事と1級技術者の数の比率		10 ~ 0	10
		工事成績	格付けに係る平均工事成績		20 ~ 0	20
		安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証		5,0	5
		社会貢献度		次世代育成支援活動実績	3,0	3
				男女共同参画活動実績	3,2,0	3
				障がい者雇用実績	3,0	3
				県内企業による施工	5,0	5
		ISO認証取得 等	ISO9000S、ISO14001、M-EMS の有無		5,3,2,1,0	5
		技術者要件	配置予定技術者の工事実績	配置予定技術者の主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事実績	20,10,0	20
		技術力要件	技術提案 (特記課題)	発注者が指定するテーマへの、施工上留意すべき課題と対策	60 ~ 0 (最大12点 ／項目 × 最大5項目)	60
			ヒアリング	業務への取組姿勢及び応答性	40 ~ 0	40
加算点満点						200

## 簡易型総合評価方式 審査集計表

表-2

## 総合評価方式 (除算方式) 審査集計表

工事名:

二級水系○○川水系△△川固補通常砂防（2号堰堤）工事

	株式会社 ○▼×建設	××建設株式 会社	●●土木株式 会社	有限会社 ●●●建設	株式会社×● 組	×●▼建設 株式会社
応札額	90,000,000	93,000,000	82,500,000	83,500,000	83,000,000	88,000,000
順位	5位	6位	1位	3位	2位	4位
地域要件 本店・支店・営業所等所在地	10	0	0	10	10	10
---	---	---	---	---	---	---
企業要件 雪氷対策	5	0	0	5	5	5
企業要件 小規模業務委託	5	0	0	5	5	5
企業要件 公共施設美化活動	3	0	0	3	3	3
企業要件 災害協定	3	1	1	3	3	3
企業要件 手持ち工事量	5	6	10	7	6	9
企業要件 工事成績	6	13	8	9	12	14
企業要件 安全衛生管理	5	5	5	0	5	5
企業要件 次世代育成	3	3	3	3	3	3
企業要件 男女共同参画	2	0	0	0	3	0
企業要件 障がい者雇用	0	0	3	0	3	3
企業要件 県内企業による施工	5	5	5	5	5	5
企業要件 ISO認証取得	5	5	5	2	5	5
---	---	---	---	---	---	---
技術者要件 工事実績	20	20	20	10	20	20
---	---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---	---
小計	77	58	60	62	88	90
順位	3位	6位	5位	4位	2位	1位
技術力要件 特記課題	27	45	27	24	33	45
技術力要件 -	---	---	---	---	---	---
技術力要件 -	---	---	---	---	---	---
技術力要件 ヒアリング	20	32	28	22	28	30
技術力要件 -	---	---	---	---	---	---
減点	0	0	0	0	0	0
小計	47	77	55	46	61	75
順位	5位	1位	4位	6位	3位	2位
加算点 合計	124	135	115	108	149	165
順位	4位	3位	5位	6位	2位	1位
標準点	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
標準点+加算点	1,124	1,135	1,115	1,108	1,149	1,165
評価値(×1,000,000)	12.48888	12.20430	13.51515	13.26946	13.84337	13.23863
順位	5位	6位	2位	3位	1位	4位

## 三重県公共事業評価制度

### 1 概 要

本県では、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施するため、事前・事中・事後の各評価システムを一体的に機能させた評価サイクルを構築しています。

#### (1) 事前評価

平成14年度予算編成から「公共事業事前評価システム」を導入し、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図るために、事業実施前に公共事業の必要性とその効果について客観的な評価を行い、公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図っています。

#### (2) 事中評価

平成10年度から「公共事業再評価システム」を導入し、事業着手後一定期間を経過した事業等を対象に、事業継続の適否を評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、事業継続の適否を決定しています。

#### (3) 事後評価

平成15年度から「公共事業事後評価システム」を導入し、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業の効果や周辺環境への影響等を確認し、評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、今後実施する事業の計画又は実施中の事業へ反映させています。

### 2 今後の進め方

#### (1) 事前評価

平成24年度は、農林水産部及び県土整備部の576箇所の評価を実施しました。

平成25年度は、500箇所について評価を実施する予定です。

#### (2) 事中評価

平成24年度は、道路事業、河川事業など6事業の評価を実施し、委員会の審議を受け事業継続が了承されました。平成25年度は、河川事業、森林整備事業など23事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

#### (3) 事後評価

平成24年度は、海岸事業など4事業の評価を実施し、委員会の審議を受け事業の妥当性が認められました。平成25年度は、道路事業など6事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

なお、今年度は、事中・事後評価に関して、延べ7回の三重県公共事業評価審査委員会を開催する予定です。

# 三重県公共事業評価制度

## 三重県公共事業評価サイクル

